

## 軽減・インボイスコールセンターに関する質問

軽減・インボイスコールセンターに関する質問についてお答えします。

Q1. コールセンターでは、どのような質問に対応しているのか。

A1. コールセンターでは、軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

具体的には、

- ・ 「〇〇は軽減税率の適用対象となるか」といった具体的な商品等に係る適用税率、
- ・ インボイスに記載する「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理に関するルール、
- ・ 令和5年10月1日に登録を受ける場合、登録申請書をいつまでに提出すればよいか

といった一般的なご質問やご相談を受け付けています。

なお、個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方については、所轄の税務署において面接にて相談をお受けしています。

恐れ入りますが、面接相談を希望される方は、あらかじめ所轄の税務署に電話により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

Q2. 軽減コールセンターの名称を変更する理由如何。

A2. 軽減コールセンター（正式名称：消費税軽減税率電話相談センター）については、これまでも軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的な相談を受け付けてきたところですが、令和3年10月に登録申請の受付が開始され、今後はインボイス制度に関する問合せの増加が想定されることから、インボイス制度に関する相談窓口であることを明確にするため、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」に変更することとしました。

Q3. 名称変更に伴い電話番号や受付時間に変更はあるか。

A3. 名称変更後においても、コールセンターの電話番号や受付時間に変更はありません。

- ・ 電話番号 0120-205-553（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間 9：00～17：00（土日祝除く）

なお、フリーダイヤルの開設から2年以上経過することを踏まえ、ナビダイヤル（0570-030-456）は廃止することとしました。